

2018年6月18日
富士少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は災害救助法適用地域で被災されたご契約者よりお申し出をいただいた場合、以下の特別お取り扱いをいたします。

1 保険料の払い込みについて

保険料を払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響により払い込みが困難になられた場合、保険料の払い込みを猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略することにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-888-701

(土日・祝日・年末年始等の休業日を除く午前9時～午後5時)

<災害救助法の適用状況>

災害救助法適用市町村	法適用	備考
【大阪府】 大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし） 吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし） 箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四条畷市（しじょうなわてし） 交野市（かたのし） 三島郡島本町（みしまぐんしまもとちょう）	平成30年6 月18日	災害救助法 施行 令第1条第1 項第4号適用